

ニュースレター

2021年2月

For more information,
please contact:

Andre Gan
Managing Partner
+95 1 9255095 # 8857
andre.gan@wongpartners.com

Kenneth See
Partner
+95 1 9255095 #8853
Kenneth.see@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ：
Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

ミャンマー: 国家緊急事態宣言、2021年2月1日から一年間

概略

2021年2月1日早朝、ミャンマー軍外トマドー(Tatmadaw)は、アウン・サン・スー・チー国家顧問、ウィン・mint大統領、与党の国民民主連盟(National League for Democracy)の指導者、一部の国会議員、その他数名の著名な民間人を拘束した。その後、大統領府の権限で、ミン・スエ副大統領が(暫定大統領としての新たな立場で)、憲法に基づき国家緊急事態の宣言、および立法権、行政執行権、司法権を2021年2月1日から1年間、国軍総司令官(「CIC」)へ委譲を宣言する大統領令第1/2021号を発出した。

このクライアントアラートは、憲法下の国家緊急事態宣言が、ミャンマーで事業を行う企業や潜在的な投資家に与える影響について考察する。

主要な点

憲法の下では、国家緊急事態が宣言されると、国家緊急事態宣言日から、国会の立法機能は全て停止される。その後、CICには、国家緊急事態の間、立法、行政執行、司法の権限を行使する権限が与えられる。

国軍総司令官室は、国家緊急事態の間に遂行すべき業務について声明第1/2021号を発した。この発表によると、今後新たな総選挙が実施され、総選挙で勝利した政党に国をリードする責任と権限を委譲することとしている。

状況は非常に流動的であるため、企業は定期的にCICの発表をモニターの上、ミャンマーにおける事業への影響を注視することが求められる。

国家緊急事態宣言の直前に効力を持っていたすべての法律、規則および規定は、CICの立法権行使によって修正されない限り、有効であり、効力が引き続き存在することに留意されたい。

緊急事態宣言

大統領令第1/2021号に基づき、暫定大統領は、2020年11月に実施された自由、公正かつ透明な総選挙を確保するための連邦選挙委員会(UEC)の失敗が、ミャンマーの様々な民族間の主権と国民の連帯の喪失につながったと述べた。このため、2021年2月1日から1年間、同国に緊急事態を宣言する、憲法第417条に基づく権限が行使された。その結果、CICは立法、行政執行、司法の権限を行使可能となった。具体的には、CICは立法権を自ら、またはCICを含む機関によって行使することができ



る。また、行政執行権及び司法権を行使するために、適切な機関又は適任者を任命することができる。

声明第 1/2021 号の下で、CIC は国家緊急事態の間に完了すべき課題を以下のよう
に挙げた：

- a. 総選挙における不正選挙問題に対処する必要な措置を実施するため、法律に従った有権者名簿の確認を含む、UEC の改革。
- b. COVID-19 パンデミックに中断なく対処するための予防的・改善的措置の実施を確保。
- c. パンデミックによって引き起こされる経済とビジネスへの悪影響の是正。
- d. 国内の平和を確保するための全国停戦協定に基づく規定の実施。

CIC は、上記の任務が完了した時点で、新たな総選挙を実施、国をリードする責任が勝利した政党が形成する新政府に委譲されることを示唆した。

国防治安評議会は、CIC の要請に基づき、国家緊急事態の期間を 2 回延長可能であり、1 回の延長につき 6 ヶ月の期間を認めるものとされる。

国家緊急事態宣言後、CIC は、すべてのレベルの裁判所(国の最高裁判所である最高裁を含む)の既存の判事が司法機能を継続可能にする命令を出している。また、CIC は国家緊急事態の間の行政執行権限を担う 11 名の大臣を新たに任命したと報じられている。

www.bakermckenzie.com

Baker & McKenzie

Level 18, Unit 18-03
Sule Square
221 Sule Pagoda Road,
Kyauktada Township
Yangon
Myanmar

Tel: +95 1 925 5095

これらの措置は、ミャンマーの政治的に重要な時期にあつて、CIC が政治的な不確実性にもかかわらず、可能な限り通常通りに業務を遂行することを意図していることを暗示するものと思われる。

結論

ミャンマーの状況は依然として流動的である。私共は同国の政治的・法的動向に関する最新情報の発信に努める。企業の皆様におかれましては、CIC からの発表を定期的にモニターし、ミャンマーでの事業への影響等、考慮することを勧める。